

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長、建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任

事務連絡(安-2021-09)
令和3年5月12日

関西支店
安全環境部長

墜落災害防止の再徹底について(指示)

先週、他支店の超高層ビル新築工事の鉄骨建方中に、鳶工が、安全帯を使用せずに、地上約70mの15階鉄骨大梁から、柱越しに別の大梁へ移動しようとした際、バランスを崩し、水平ネット架設前の開口から9.3m墜落するという休業災害が発生しました(別紙1参照)。落下した床がデッキであったため、命に別状はありませんでしたが、死亡災害になっても不思議ではない事案です。

また、今回発生した墜落災害のビデオ映像をみると、明らかに危険軽視とみられる行動災害であり、作業員一人一人の安全意識を日々向上させることの大切さを痛感させられる災害でもありました。

当社では、本年3月にも、塗装工が安全帯を使用せずに、約26mのステージ上の水平ネットのない開口から墜落するという痛ましい死亡災害が発生し、安全環境総括から通達(安環安)20-38(別紙2)により、すべての作業所に対して、重篤死亡災害の再発防止について緊急指示されたばかりであり、その反省と危機感が先端の作業員まできちんと伝わっていたかが疑われる事案です。

つきましては、墜落災害防止の再徹底を図るため、下記事項を作業所関係者に周知徹底するよう改めて指示します。

記

1. 当社の墜落災害発生状況と再発防止策について、先端の作業員まで漏れなく周知を行うこと
2. 墜落防止のダブルセーフティーを実施すること
3. 安全帯試行設備などを利用した安全帯に関する教育を実施すること
4. 「安全帯未使用ペナルティ制度」(別紙3参照)を厳格に運用すること

以 上

※この事務連絡は、事務連絡 21-10 (令和3年5月12日) 安全環境本部発行に基づき作成しました